

昇降機等定期検査報告業務取扱い

1. 昇降機等定期検査報告業務取扱い規程

(目的)

第1 この既定は、建築基準法第12条第3項の規定に基づく昇降機等の定期検査報告に関し、業務が適正・円滑に遂行されるように、必要事項を定めるものとする。

(検査者)

第2 昇降機等の検査は、一級建築士若しくは二級建築士、又は国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「検査資格者」という。）が行うものとする。

この際、検査資格者は所有者、管理者あるいは占有者（以下「管理者等」という。）から依頼を受けて検査するが、現況を偽りなく報告しなければならない。

虚偽の報告をした場合は、法第101条及び同法102条に罰則規定が設けられている点を、昇降機の安全を確保する立場に有る者として、充分留意する必要がある。

(業務規律)

第3 検査資格者は、業務実施にあたり、後述する検査資格者の心得事項等をよく理解し、遵守するものとする。

(検査)

第4 検査は、建築基準法関係法令及び告示に基づき当協議会が本業務取扱い2項に定める昇降機等定期検査業務基準（以下「業務基準」という。）等に準拠し実施するものとする。

(報告)

第5 検査資格者は、検査実施後速やかに報告書を作成し、当協議会に提出するものとする。また報告様式は建築基準法関係法令及び告示に基づき、各特定行政庁承認のもとに後掲した定期検査報告書様式へ登録した様式とする。

(報告経路)

第6 報告書は、業務基準2.1項に定める経路に従い当協議会を経由して、各特定行政庁に提出するものとする。

(報告済証の発行)

第7 検査基準に適合したものについて、検査報告済証を交付する。

なお、要是正のものについては、改善完了後発行するものとする。

(廃止・休止・変更・再使用)

第8 昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、段差解消機、いす式階段昇降機、遊戯施設）を廃止・休止・変更、又は再使用する場合は、別途定める「廃止・休止・変更・再使用」届基準により届け出を行う。

(所有者・管理者の名義、住所、建築物の名称変更)

第9 昇降機等の所有者等の名義、住所や建築物の名称を変更する場合は、行政庁の設置台帳を変更する必要があるため、変更届を協議会経由で各特定行政庁に提出するものとする。

(指導手数料の納入)

第10 検査資格者が業務を実施した場合は、当協議会に納める報告書作成指導料は、別途定める指導料とする。

(その他)

第11 その他この業務の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日制定。

昭和55年4月1日改訂

昭和58年3月1日改訂

昭和58年4月1日改訂

平成16年7月1日改訂

マニュアル等の編集履歴

昭和63年1月初版

平成7年11月改訂

平成16年7月改訂

平成25年3月再編

平成26年4月修正

本業務取扱い規程等は、平成16年7月改訂時に茨城、栃木、群馬、山梨の各県に監修いただいたマニュアルを再編集したもので、その趣旨はいささかも変わるものではないことを付け加えます。

1.1 検査資格者の心得事項

(1) 検査資格者としての心得

①安全維持活動の推進

検査資格者は、常に昇降機等の安全維持活動の第一線にあることを自覚し、所有者等は勿論、建築関係者、一般利用者に対しても昇降機等の安全と防災知識の普及、定期検査制度の周知徹底に努め、よき指導・助言者となるよう心がけること。

また、所有者等に対し関係法・告示、事務連絡や関連資料等に基づき、常時適法な状態に維持、管理するよう指導、啓蒙に努めること。

②検査技術の研修

検査資格者は、常に昇降機等の機能の多様化及び技術・検査技術等の進歩に関する知識の修得に努めると共に、災害事故例にも深い関心を持ち、技術の研修に努めること。

③検査業務の習熟

検査資格者は検査方法等の変遷に常に注意しながら、検査事項、検査順序、検査方法等の業務内容を検討、習熟に努め、現地がどのような検査条件下にあっても、適確な検査結果が得られるよう努めること。

④講習会等への参加

検査資格者は、(一財)日本建築設備・昇降機センターや定期検査関係団体等が主催する講習会等に参加し、検査資格者としての資質向上に努めること。

(2) 検査実施上の心得

①検査日時の厳守

契約された検査日時の厳守を励行する。このため検査日時の決定は慎重に行い

無理があってはならない。

②誠実な業務態度

検査を行うとき、検査者としての体面が十分保たれるよう心がけ、出来るだけ短時間に的確かつ能率よい検査をすること。雑談で時間を過ごしたり、また、疎漏な検査で終わるようなことがあってはならない。

③清潔軽快な服装

検査を行う際は安全が保たれ、作業が容易に出来る清潔軽快服装で、関係者に不快感を与えるようなものであってはならない。腕章、ワッペン、帽子等を着用して、検査業務をしていることを認識して貰う工夫も必要である。

④身分証明書の携行

常に自己の身分を証するに足る資料（検査資格者手帳など）を携行する。必要あるときに積極的にこれを提示し、相手に理解を得ることに努める。

⑤管理責任者と同行

管理責任者は、その立会い下で検査を実施するように心がける。鍵を預かることや、単独行動させることは厳に慎む。

⑥丁重かつ慎重な言動

常に「お邪魔します。」の態度を持ち粗野な言動は厳に慎む。また検査必要外の無用の言動は差し控える。

⑦検査助手の掌握

検査に助手を使用する場合は、予め検査上の心得を十分に納得させて厳守させ、検査中は完全に自己の指揮下に置き、その言動を掌握する。

⑧検査の安全の確認

検査方法の選択については、検査者自らの安全性についても十分に確認した上実施する。危険が感じられる場合は、速やかに他の安全な方法に切り替える。

⑨業務の妨害、器物等の損傷の防止

所有者等の業務等の妨害にならないよう可能な限り配慮すると共に、建物や器具備品等に損害を与えないよう留意し、検査上やむを得ない場合は可能な限り管理者又は同行した立会者の立会の下で行うこととする。

1. 2 業務細目・内容

- (1) 検査者は、適切に業務を遂行し、昇降機等の維持保全に努めること。
- (2) 検査者は、予め検査を実施する日時と検査の概要を所有者等と打合せをすること。
- (3) 検査者は、前回の検査結果の内容確認と改造・修理箇所の把握をしておくこと。
- (4) 検査者は、検査を行うための器具・用具として JIS 規格品又はこれと同等以上のものを正しく使用すること。
- (5) 検査者は、検査実施中は検査中の表示札を各階乗場等に提示しておくこと。
- (6) 検査者は、関係法令、「定期検査業務基準書」等に準じて検査を行い、所有者等に検査結果を報告し、後日報告書を作成して、所有者等に報告書として提出すること。
この報告書は速やかに（原則 10 日以内）に作成するよう心掛けること。

また、報告書の控えを所有者等に返却する場合は、一定期間（おおむね3年間）保管するよう依頼すること。

- (7) 報告書の記入は定期検査報告書等作成要領等を参考にして行うこと。
- (8) 報告書の提出部数（写を含む）は、正副各1部とする。
- (9) 検査者は前記(6)の報告書に所有者等の押印を受け、速やかに（原則15日以内）に当協議会経由で特定行政庁へ報告すること。
- (10) 検査者は所有者等に対し、昇降機等を常時適法な状態に維持するよう助言を行うこと。
法不適合（法令の基準に不適合）又は要修理の検査結果が生じたときは、その状況を所有者等に報告すると共に、決められた処理の方法に応じて適切な措置を行うこと。
- (11) 検査者は、検査報告手続きが完了した時、当協議会が発行の定期検査報告済証を受領し、これを検査者あるいは所有者が、当該昇降機等の見やすい場所（箇所）に掲示、又は貼付をすること。